

京都市証明等手数料条例施行規則を公布する。

令和6年1月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第72号

京都市証明等手数料条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市証明等手数料条例（以下「条例」という。）別表第1において使用する用語の例による。

(戸籍法に基づく事務に係る手数料)

第2条 条例別表第1に規定する別に定める額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	単 位	手 数 料
法第120条の2第1項第1号の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	円 450
法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に規定する方法に限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号1件	400
法第120条の2第1項第1号の規定に基づく除籍証明書の交付	1 通	750

<p>法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700</p>
<p>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1 通</p>	<p>350</p>
<p>法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>1 件</p>	<p>350</p>

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)